

平成 18年5月25日

各 位

会社名 株式会社オーネックス 代表者 代表取締役社長 大屋廣茂 (コード番号 5987) 問合せ先 管理本部長 大屋和雄 (TEL.046-285-3664)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、本日開催されました取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、オーネックスグループ企業行動憲章を制定し法令遵守を周知徹底する。
- (2) コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- (3) 取締役は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役及びコンプライアンスリスク管理責任者に報告するものとし、遅滞なく経営会議において報告するものとする。
- (4) 監査役は当社の法令遵守体制の運用に問題があることを認める時は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。
- (5) 執行部門から独立した部署が内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の業務執行に係るリスクについてリスク管理規程を定め、リスク管理 規程に基づき管理体制を整備するものとする。



4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に社長、専務取締役、常務取締役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程に従うこととする。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する 行動指針として、オーネックスグループ企業行動憲章を定め、これを基礎として、 グループ各社で諸規程を整備するものとする。
- (2)経営管理については、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。取締役会は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
- (3)子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、コンプライアンスリスク管理責任者に報告するものとする。コンプライアンスリスク管理責任者は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する 体制

- (1) 監査役は、取締役会の他、経営会議、その他の重要な会議に出席し、取締役及 び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ適格な対応を行う。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は稟議書その他業務に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、 使用人にその説明を求めることができる。
- (2) 代表取締役は、取締役及び使用人の監査役監査の重要性に対する認識及び理解 を深め、監査役監査が実効的に行われるよう環境整備に努める。